

戸塚泉栄工業会会則

平成 24 年 6 月 8 日

戸塚泉栄工業会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、戸塚区、泉区、および栄区内における製造業を中心とする企業が連携を図り、これらの産業をめぐる諸問題に共同の力で対応し、もってその存立基盤の強化を推進するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、戸塚泉栄工業会と称する。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を横浜市戸塚区、泉区、および栄区のいずれかに置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員への情報提供及び経営、金融その他の相談
- (2) 関係官庁との情報及び意見の交換並びに関係官庁への陳情、提案等
- (3) 関係諸団体との連絡及び調整
- (4) 地域社会との融和を図るための諸事業
- (5) 会員従業員等の福利、厚生の実を充実を図るための諸事業
- (6) 経営問題等に関する講演会、研究会の開催
- (7) 会員間の親睦を図るための諸事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、製造業を主としてその他の業種を含め、戸塚区、泉区、栄区内又は隣接する地域に事業所を有する法人または個人、もしくはこれらの地域に所在する団体で、本会の目的に賛同して入会したものである。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の種類)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 常務理事 3人以内
- (4) 理事(会長、副会長、常務理事及び会計を含む。) 10人以上 20人以内
- (5) 会計 1人
- (6) 監事 2人

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

2 会長、副会長、常務理事及び会計は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理し、又は代行する。

3 常務理事は、理事会が命ずる業務を行うと共に、会務運営上の重要事項及び事務局業務に関する企画調整を遂行する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 会計は、本会の経理に関する事務を処理する。

6 監事は、財産の状況及び理事の会務の執行を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問、相談役及び参与)

第13条 本会に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第4章 会議

(総会)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3 通常総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、会長が招集し開催する。但し必要のある場合には、会長判断により更に1か月延長することがある。

4 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに、会長が招集し開催する。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第17条 総会は、会員の総数の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決事項)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 役員を選任

(4) 会則の変更

(5) その他本会の運営に関し重要な事項

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、出席会員の総数の過半数によりこれを決する。

2 総会における表決権は、会員各一票とする。

(総会における代理表決等)

第20条 会員は、やむを得ない理由のため総会に出席することができないときは、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、表決を委任した会員は、総会に出席したものとみなす。

(理事会)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長が招集し開催する。

(理事会の議長)

第22条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 23 条 理事会は、理事の 1/3 以上の出席がなければ開催することができない。

(理事会の議決事項)

第 24 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の議決)

第 25 条 理事会の議事は、出席理事の過半数によりこれを決する。

(専門部会)

第 26 条 会長は、第 4 条に規定する事業を推進するため、理事会の承認を得て専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員若干人をもって構成する。
- 3 委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 27 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経 費)

第 28 条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

第 6 章 雑 則

(委 任)

第 29 条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

今回の会則改正は、当工業会発足時の戸塚区工業会から戸塚泉栄工業会への組織・名称変更等に対応するためである。

(施行期日)

この会則は、平成 24 年 6 月 8 日から施行する。